

3. 集落営農組織の事例調査結果

1) 担い手不在で品目横断的経営安定対策への加入を断念

——特定農業団体N営農組合——

① 地域の概要

N営農組合のあるKN集落は、O市E区の東北部、K市との境に位置する山間地域で、農家戸数25戸、総水田面積33.8haである(表1)。当該地域は、水稲単作地帯であるが、昭和40年代の開田地区であり、圃場区画は5~10aと小さく、傾斜地に圃場がある。水田面積3ha程の農業者は2~3人いるものの、農業所得が低いため、認定農業者にはなっていない。

田植機は各農家で所有しているが、圃場が小さいため、コンバインを所有している農家は2戸だけである。集落内にはミニライスセンターが設置されている。

N営農組合の構成員は18戸で、専業農家は無く、全て兼業農家である。N営農組合に加入していない農家は、高齢化に伴い働けなくなって、農協の機械化銀行や集落外の親戚に作業委託してきた農家である。既に委託先が確保されていることや、集落外の親戚から農地をはがすことにより親戚関係が悪くなる、という理由でN営農組合に参加しない。

圃場整備は、昭和46年頃に2次構整備が実施され、KN集落の一部の圃場では20a区画となった。圃場整備の実施面積のほとんどは、隣接するSN集落である。KN集落は、30a以上区画の圃場割合は0%で、N営農組合の農地集積は現況が0haで、集積目標面積は22.8ha(集積率67%)である。

② 組織の設立経過

集落に前身組織は無かったが、旧村単位での農協の機械化銀行があり、そこに作業委託を行ってきた。しかし、品目横断的経営安定対策(以下、「品目横断」という。)を契機に、農協指導のもと、集落毎に営農組合を立ち上げることとなり、旧村に11の特定農業団体が設立されたため、農協の機械化銀行は解散することとなった。

他の集落には定年退職者など核となる人材がいて、組織化に向けた話し合いが進んでいた。そのような状況下、農協から「組織化されていないのは、KN集落だけだ」と言われたこと、米価が下落した場合の所得補償(ナラシ)は必要であると集落で考え、集落で話し合った結果、組織化することとした¹⁾。N営農組合は、平成18年7月に設立し、同年8月末に特定農

表1 特定農業団体N営農組合の概要

対象集落の概要	
農家戸数	25戸
水田面積	33.8ha
担い手の状況	昭和40年代の開田地区。2次構整備により20a区画となる。
特定農業団体の概要	
設立年月	2006年7月
構成員	18戸(うち専業0戸)
営農類型	水稲+飼料作物
対策対象面積	—
作業分担	水稲では、田植え作業は個別で行い、収穫はJAの機械銀行に委託してきた。飼料作物は、畜産農家へ管理委託している。
経理の方法	産地づくり交付金は、地権者へ渡る。農産物販売額は、個別精算である。
その他	
特定農業団体が農用地利用改善団体も兼ねる。	

業団体の認定を受けている。

KN集落単独での集落営農ではなく、旧村の2～4の複数集落による組織化も検討された。しかし、隣接するSN集落が他の集落と集落営農組織を立ち上げたこともあり、結局はKN集落で営農組合を設立することになった。中山間地域等直接支払制度に係る協定活動は、特定農業団体設立のきっかけにはなかった。

③ 品目横断への対応

農協指導のもと、集落営農組織は、各集落で設立することとなったが、「農協の機械化銀行がこれまで作業受託してきたことから、農協の機械化銀行を核とした広域での集落営農でも良いのではないか。旧村単位での2つ程度の集落営農組織で十分である。集落毎にミニライスセンター、コンバインを装備しては過剰投資ではないか」とN営農組合長は語る。

集落研修会での説明会では、転作は小麦や大豆に取り組むよう説明があった。「水稻を作付けせず、休耕している圃場は、水はけが悪い湿田である。そのような圃場で小麦や大豆を栽培したとしても、兼業農家が多いため栽培管理が出来ず、品質が低下し1等級にもならない。あるいは、収穫できず播くだけになってしまう」²⁾とN営農組合長は語る。

水稻については、コンバインでの収穫作業を委託し、カントリーエレベータを利用すると、米の販売額だけでは赤字となってしまふ。米価が下落した場合の所得補償（ナラシ）が必要であるため、N営農組合で品目横断に加入することとした³⁾。

④ 品目横断への加入断念に至った理由

品目横断の説明会に出席し、品目横断の制度を理解し、書類づくりするのが大変であった。N営農組合の事務局も兼ねている組合長は、兼業農家であり、会社に勤めながら日中休みを取って、品目横断の説明会に出席し、書類を作成するのは困難であった。書類作成には、パソコン操作ができる人が必要であるが、そのような人が集落にはいないため、N営農組合長が事務局も兼ねている。

本年3月に定年退職した人がいて、その方へ組合長を頼みたいと考えていたが、その方の健康上の理由で引き受けてもらえなかった。

集落内に経理事務のできる人材がないことから、集落外の組織に経理事務を委託することも集落で検討したが、構成員から「そこまでする必要がない」との意見が出され、断念した。

これまで、田植えは個別に行っていた。収穫作業はコンバイン所有農家が2戸しかいないため、農協の機械化銀行に作業委託してきた。しかし、品目横断へ加入するためには、営農組合と構成員との間で、主要3作業の特定作業受委託契約が必要であるが、機械と担い手が確保出来なかった。「営農組合での収穫作業が困難になったことが、品目横断への加入断念に向かった大きな理由である」とN営農組合長は語る⁴⁾。

⑤ 今後の展開方向

今後、行政や農協OBのような地域のまとめ役がKN集落内に現れれば、集落はまとまる

だろう、とN営農組合長は考えている。当面は、農家個々で自分の農地を維持していくこととなる。集落の農家は、親や自分が作業できなくなれば、委託することになるだろうが、自分の田は自分で守るしかない、と考えている。

N営農組合長は、「親や自分が働けなくなったときにどうするか、これまで農協の機械化銀行に作業委託してきたので、どこかの組織に作業委託したいと考える農家は多い。すでにKN集落の農地1ha程が、近隣組織に作業委託されており、今後益々、他の組織に作業委託する農家が増え、KN集落から農地が出ていく」と語る。

N営農組合長は、「かつての機械化銀行のような、農協出資の広域法人が出来れば、そこにお願ひするようになるのではないか」とも語る。

⑥ その他の意見等

集落内の農地維持において、一番大変なのは、機械作業が困難な草刈り・水管理である。集落の農家は、管理作業も含めた全作業を営農組合に任せてしまいたい、という考えがあり、中山間地域等直接支払制度に係る協定活動での草刈りも3回が2回、1回と減り、皆で補完しながら草刈りを行っている。交付金をもらうためとはいえ、それほど苦勞するなら「農業を辞める」と言われてしまう。

当該地域は、圃場区画が小さく、排水も悪いため、大型機械では作業ができない。平場の大区画圃場であれば、5haでも勤めながら出来るが、中山間の条件不利地域では難しい。

旧村で味噌造りや産直を行っているが、交通量が少なく利益が上がらないため、自分で出して自分で購入している状況である。

⑦ まとめ

機械作業は委託し、販売だけは自分名義というN営農組合では、人材が不足していたことが、品目横断への加入を断念した要因となった。

N営農組合長は、「集落の農家は働けるうちは自分の農地を守っていくが、今後集落内から担い手が出てくるかは不明であり、近隣組織に作業委託するか、機械化銀行のような広域的受託組織に委託するようになる」と語る。

これまで作業委託していた隣接集落の認定農業者（機械化銀行オペレーター）は、別組織の構成員となった。隣接集落との統合もかなわず、組織内で基幹作業を行うことも出来ず、組織が継続するためには、行政・農協OBなど地域のまとめ役や担い手といった人材が地域内にいることが、重要である。

(昆野善孝)

注

- 1) 農協指導により組織化したが、「仕方がなく」特定農業団体を設立した、とN営農組合長は語る。
- 2) 麦・大豆に取り組んでも安定的に収量を確保することが出来るのか、他の組織は助成金をもらうだけの組織ではないか、そういう取り組みをして、働く意欲がなくなるのは良くないことだ、本当は畑地化してきちんと取り組んだ方が良く、とN営農組合長は語る。

- 3) 国は個人にばらまく制度よりも、年ごとに地区を決めて圃場整備を行った方が有益ではないか、個人に配分しても、農家個々が様々なことに使ってしまう、農家の財布には何も残らない、とN営農組合長は語る。
- 4) 農協指導により特定農業団体を立ち上げたが、品目横断への加入を断念したことにより、特定農業団体を解散する意向である、とN営農組合長は語る。

2) 中山間地域において集落営農組織を設立し品目横断対策に加入

——特定農業団体A営農組合——

① 地域の概要

特定農業団体A営農組合のあるA集落は、〇市の西方の中山間地域に位置し、農家戸数54戸、総水田面積は38haである(表1)。昭和50年代に圃場整備事業を実施し、圃場の区画は平均8.4a、10a～20a区画に整備されている。当時、圃場整備に合わせて水稻栽培組合を立ち上げ、田植機、トラクタ等の共同利用を行っていたが、後に組織を解散し、現在は、各農家がそれぞれ機械を装備して個別で作業を実施している。圃場整備後も山手の周辺等に5～7aと小区画の圃場も比較的多く存在しており、そうした圃場は休耕しているところが多い。

1戸あたりの平均水田面積はおよそ50aと小規模であり、専業農家4戸は和牛繁殖との複合経営を行っている。水稻作付面積1.5haと集落内で規模が一番大きい認定農業者は、和牛繁殖部門を経営の中心としており、地域の農業機械化銀行のオペレーターも勤めている。

集落における機械所有台数はトラクタ23台、田植機25台、コンバイン4台である¹⁾。1ha規模クラスの農家の場合、自己所有の農地で作業を行える程度の機械をほぼ装備している。機械を所有している農家の場合、原則として自分で作業を行っており、作業受委託は現状では少ない。集落の水稻栽培面積22haのうち5haがコンバイン収穫であるが、畜産農家が多いこともあり、残りはバインダ収穫後、架掛けによる自然乾燥を行っている。

A集落では、転作作物として、飼料用牧草を作付けしている。現在3期7年目となる牧草のみの作業を行う「D営農組合」

には、41戸が加入しており、うち17戸が繁殖牛を飼養している農家である。牧草の作業は、刈り取りまでは水田所有者個々が実施し、以降の作業は専用機械を持つ畜産農家が行う方式としている。集落水田農業ビジョンについては、「作成しなければ転作牧草に対する産地づくり交付金がもらえなくなる」ため、農家組合が中心になって作成したという²⁾。

A集落は、中山間地域等直接支払制度に係る交付金の交付対象になっているが、A営農組合とは別

表1 A営農組合の概要

対象集落の概要	
農家戸数	54戸
水田面積	38ha
担い手の状況	専業農家4戸は畜産経営が中心。水稻作付面積が一番大きい人で1.5ha。
特定農業団体の概要	
設立年月	2006年7月
構成員	38戸(うち専業4戸)
営農類型	水稻+飼料作物
対策対象面積	水稻22ha
作業分担	水稻作業は、構成員個々が所有水田に所有機械を持ち込み出役し作業を実施。肥培管理等も個別管理。組織から出役分の労賃を受け取る。
経理の方法	販売収入、資材費、労賃等を農家個別に把握し、それに基づき個別に分配する。
その他	
	特定農業団体が農用地利用改善団体も兼ねる。

会計となっている。交付金の使途は、共同活動への出役に対する人件費が1割、排水溝の敷設等の事業費に9割となっており、個人への配分はなされていない。

② 組織の設立経過

A集落では、品目横断的経営安定対策を受け、2006年の6月から、農家組合長や集落の班長等が発起人となり組織化に向けた取り組みを始めた。農協職員や集落コーディネーターを招聘して、集落の農家が集まりやすい夜間に3~4回、集落内で制度説明会や話し合いを行っている。組織化に向け話し合いの中では、「組織に作業を委託したい」との意見もあったが、「自分の農地は自分で使いたい」という農家や全く無関心の農家もいた。そのような中、無理に全員加入を目指すのではなく、趣旨に同意した人のみを組合員することとした。具体的には、特定農業団体の利用集積条件を満たすため、営農条件が悪く組織加入への関心も薄かった山手際の農地・農家を農用地利用改善事業の対象から外したうえで、参加に合意した38戸により、2006年7月に特定農業団体A営農組合を設立している。A営農組合は、農用地利用改善団体にもなっている。組合長には地方公務員OB、事務局長には他産業従事経験者が選任された。

以前から、組織化の動きはあったのだが、同対策は組織立ち上げのいいきっかけになったという。組織の規約、法人化計画については、指導機関から示された「雛形」をもとに、集落に係る部分を修正することにより作成している。

③ 組織運営の現状と課題

A営農組合の経営面積は、水稻22ha、転作の飼料作物6haである(表1)。飼料作物は品目横断的経営安定対策の補助対象作物とはならないが、営農組合の一元経理の対象とした。飼料作物の栽培に対しては、産地づくり交付金として、10a当たり転作基本助成10,000ポイント、担い手加算40,000ポイントの合計50,000ポイントを受け取っている³⁾。現状

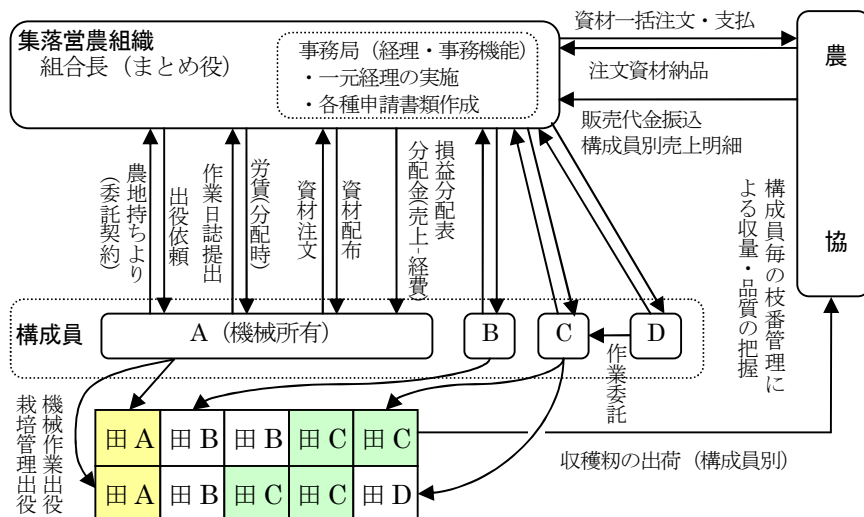


図1 A営農組合の作業・経理フロー

では、「農地は自分のもの」という意識が強く、営農組合で自由に作付けすることができないため、転作である飼料作物の団地化は進んでおらず、「バラ転作」の状態にある。このため、農家個々が自分で作業できなくなった時点で、団地化に取り組んでいきたいと考えている。

水稻の作業・経理については、図1のように行っている。すなわち、各構成員は原則として、自身の所有水田に自己の所有する機械を持ち込んで作業を行い、作業後に作業日誌を集落営農組織に提出する。機械を所有していない、または、高齢化等により自分で作業ができない構成員は、他の構成員に作業委託して、精算時に出役労賃として調整する。肥料、資材の注文については、構成員が各自で判断し組織に注文書を提出する。組織では、各構成員の注文内容を整理して農協に一括注文する。各構成員が収穫した籾は、農協出荷時に構成員別に枝番が付与され、個別に収量・品質が管理される。農協は、組織名義の口座に販売代金を振込むとともに、構成員別の売上明細内訳を提供する。組織では、構成員毎に把握した売上高、出役労賃、資材費等から分配金額を計算し、損益分配表を付して分配金を支払う。各構成員からみると、従前の個別経営時とほぼ同様の作業形態、精算方式であるにも関わらず、品目横断的経営安定対策加入による米価下落時の収入補填が得られるうえ、資材の大口購入割引が適用になること、営農組合から配布される損益分配表により確定申告が楽になるなどのメリットがある。

一方、A営農組合の運営としては、次のような課題が生じている。まず、一元経理の事務作業、品目横断的経営安定対策加入申請書等の書類作成・申請事務作業等、集落営農組織の事務担当者の負担が非常に重くなっていることである。本来であれば、事務担当者にも相応の報酬を払う必要があるのだが、現状では財源が捻出できず、「ほとんどボランティアの状態」であるという。また、構成員から出資金を徴収していないこともあり、集落営農組織の資金繰りが困難なことである。

④ 今後の展開方向

将来方向については、「組織を設立したばかりであるので、1年間通して営農を実施し、その実績を踏まえ収支やメリット、デメリット等を整理したうえで、法人化を含め、進むべき道を考えていく。品目横断加入をゴールだとは思っていない。現在は『階段に足をかけた段階』である。厳しい状況であるが、これから話し合いを進め、基礎固めし、次代に引き継ぎたいと考えている」という。このため、来年度に向け、早めに収支見込みをとりまとめ、それに基づき集落内で話し合いを進める予定である。米価低迷により、農地を集積して組織で機械を購入しても経営収支の見込みが立たないため、当面は、「今ある機械や労働力を有効活用」する形しかないと考えているが、農業改良普及センターや農協等の関係機関・団体には、「1年間の実績をふまえて経営分析し、今後、どのように組織運営したらよいか、外部からみた客観的な立場でアドバイスしてほしい」とのことであった。

⑤ まとめ

もともと集落内で転作での小麦・大豆を作付しておらず、集落営農組織を設立し、水稻部門を組織で品目横断的経営安定対策に加入申請したタイプの事例として、A営農組合の事例を取り上げた。しかし、組織が設立され間もないこともあり、解決すべき課題も多い。まず、第1に品目横断的経営安定対策に加入したものの、現状では、対策加入前の営農形態を踏襲したまま、経理事務のみを一元化した形式となっており、土地利用、資材調達、作業の実施等に係る意思決定は、依然、各構成員に委ねられている点である。稲作に対する思入れや依存の大きい東北地方において、既に個人が所有している機械と労働力を有効活用し、限られた時間の制約の中でいかに政策に対応するか、といった視点で考えると、「現場の優れた知恵」ということができるであろう。しかし、この形態が続けば、組織化によるコスト削減や省力化にはつながらず、営農組合の持続と経営展開は難しいと思われる。この点に関しては、組合長の話すとおり、1年間の運営実績を踏まえ、組織の進むべき方向、具体的な経営計画を早期に検討する必要があるだろう。こうした検討にあたっては、農業改良普及センターや農協等の関係機関・団体の支援が極めて重要になるだろう。

しかしながら、「百姓だから赤字でも耕作を続けるのであり、企業ならすでに撤退している。個人で赤字の状態を集落に集めてもたかが知れている。むしろ組織化で事務量が増えてコストがかかっている。1人何役もやっても見合った収入が得られない状態である」というように、中山間地域に位置し、規模拡大によるコスト低減にも限界がある当地域においては、「効率的かつ安定的な農業経営」を目指すのは容易なことではない。転作作物としての小麦・大豆も、当地のような排水不良の圃場では取り組みが難しいという。

こうした課題を早期に解決することは容易ではないが、ひとつの方向として、コメは特別であるという考えを改め、大胆な経営転換、例えば、少ない人数ではあるものの地域に存在する若い担い手を中心となり和牛繁殖の増頭を進め収入を確保していくことが重要であると考え。そのうえで、地域の担い手である和牛繁殖農家や定年退職者などがオペレーターとなり、兼業農家、高齢者等の役割分担のもと、地域の水田を維持していくという方向が考えられないだろうか⁴⁾。さらに、水田作部門については、集落の枠を超えた組織連携により、農業機械・施設や労働力等の更なる有効活用を図っていくことも必要になると思われる。

(前山 薫)

注

- 1) 特定農業団体の法人化計画により把握したものである。
- 2) 後に、特定農業団体A営農組合設立時に合わせて、集落水田農業ビジョンの内容を改訂している。
- 3) A営農組合のある水田農業推進協議会では、産地づくり交付金をポイント制で交付する方式を

とっている。ポイント当たり単価は1円を基準とし、産地づくり助成予算額の合計を総ポイント数で除してポイント当たり単価を算出している。

- 4) A 営農組合の組合長や役員も、「1haの水稲より、繁殖牛2頭の方の収入が多い」というように、地域ですでに飼養されている和牛繁殖を中心に地域農業を維持していくことを想定しているようであった。

3) 4つの水稻集団栽培組合が統合する形で、集落営農組織を設立

——特定農業団体MK営農組合——

① 地域の概要

特定農業団体MK営農組合のあるMK集落は、I市S町の南方の中山間地域に位置し、農家戸数149戸、総水田面積は75haである(表1)。昭和43年から53年にかけて、4つの工区に分け圃場整備が実施されており、20a～30a区画に整備されている。また、当時の圃場整備に合わせて工区毎に4つの水稻集団栽培組合が結成されている。中山間地域で春作業時の農業用水の効率的な利用が必要であったため、田植えまでの作業を共同で行う必要があったことも組織化及びその後の組織活動の継続の一因になっている。MK集落内で一番早い昭和44年に圃場整備があったN工区では、個人での機械装備が一般化する以前の時代であったこともあり、補助

事業により集団栽培組合で2台のトラクタを導入し、共同で作業を行っている¹⁾。圃場整備事業の完了が昭和50年代になった他の3工区では、既に農家個々で機械を導入していたため、N工区に比べて集団栽培組合で保有する機械が少なく、作業の共同化も遅れている。

集落内で、水稻作付面積が一番大きい農家でも1.5ha、1haを超える農家は5～6名であるなど小規模農家がほとんどを占めている。地域農業の基幹は畜産であり、酪農をしている認定農業者5名は、水稻集団栽培組合の幹部となるなど、地域農業の担い手となっている²⁾。

A集落は、全域が中山間地域等直接支払制度に係る交付金の交付対象になっているが、交付金の交付対象となる集落協定組織は、MK営農組合とは別の2つの組織に分かれている。「2つの組織がそれぞれの立場で事業を行っているため、現段階では、交付金をMK営

表1 MK営農組合の概要

対象集落の概要	
農家戸数	149戸
水田面積	75ha
圃場条件	昭和43～53年にかけて、4つの工区に分けて圃場整備を実施。 20～30a区画。
担い手の状況	専業農家9戸、認定農業者5戸は酪農家。水稻作付面積が一番大きい人で1.4ha。1ha以上の農家が5～6名
前身組織の概要	
設立の契機	圃場整備に合わせて、農業構造改善事業で4工区毎に水稻集団栽培組合を設立。用水の効率利用のため、田植えまでの作業を共同で行う必要があった。
営農組合の概要	
設立年月	2007年3月
構成員	124戸(うち専業9戸)
営農類型	水稻、飼料作物(飼料作物は個人間の受委託)
対策対象面積	水稻41.5ha
作業分担	作業の方法は、概ね特定農業団体設立までと同じ。前身組織である4つの水稻栽培組合で田植えまでは共同で実施。収穫作業は希望者の圃場を組合のオペレーターが実施。
経理の方法	販売収入、資材費、労賃等を農家個別に把握し、それに基づき個別に分配する。
農用地利用改善団体	
MK営農組合とは別組織。MK農用地利用組合:構成員132戸	

農組合の予算に組み込むことができないが、将来にわたり、中山間地域等直接支払制度が継続になれば、MK営農組合を事業主体にすることを考慮する必要がある」との意向を持っている。

② 組織の設立経過

MK集落では、品目横断的経営安定対策を受け、2006年4月から、集落内の4つの水稻集団栽培組合の幹部が中心となり、同対策への対応についての協議を始めた。価格政策から直接支払政策という政策の大転換であり、「初めは何が起こったのか分からなかった。制度の輪郭をつかむまで時間がかかった」という。このため、まず幹部達が中心となって集落コーディネーターを交え話し合いを行ったり、県内の先進地研修を実施したりして制度の理解と組織化への意識統一を図っていった。集落農家への説明の場では、高齢化や担い手不足の問題がクローズアップされ、「4つの水稻集団栽培組合を1つの営農組合に統合したほうがいい」ということになった³⁾。もともと水稻の集団栽培を行っていたため、組織化に大きな抵抗はなかったという。また、水稻栽培組合は4つに分かれていたが、自治会や婦人会、森林組合がMK集落に1つだったこともあり、4つの栽培組合を1本化するの自然な流れであった。

2006年8月に、MK地区集落営農組織設立検討委員会を立ち上げ、集落内での話し合いを進めるとともに、県の担当者や税理士、農協職員等の支援を得ながら農用地利用集積計画、組合規約、法人化計画等の整備を進めていった。2007年3月には、農用地利用改善団体であるMK地区農用地利用組合を組織するとともに、4つの水稻集団栽培組合を統合する形でMK営農組合を設立し、MK地区特定農用地利用規程に同営農組合を担い手として位置づけた。MK地区農用地利用組合及び特定農業団体MK営農組合の組合長には、前身組織である2つの水稻集団栽培組合の役員がそれぞれ就任している。

③ 組織運営の現状

MK営農組合の経営面積は、水稻41.5ha、転作の飼料作物30haであり、圃場整備事業受益農家124戸が全戸加入している(表1)。現状では、飼料作物は「バラ転作」の状態であり個人間の作業受委託で対応しているが、5年後に控える法人化前には営農組織に利用集積し、団地化を図りたいと考えている。

水稻の作業については、概ね特定農業団体設立前までと同じ方式で行っているが、前身組織である4つの水稻栽培組合のエリア毎に共同化の取り組みに差が生じている。具体的には、4つの水稻集団栽培組合毎に田植えまでは共同作業を行っている。収穫については、組合が刈り取りの要望を募り、要望者の圃場の刈り取りを作業受託する。個人でコンバインを所有している農家は、個人で刈り取り作業を行う。4つの水稻集団栽培組合のうち、昭和44年に設立されたN工区では、全農家の9割が組織の機械を利用し、オペレーター5

名も特定されている。一方、他の3組合では、個人の機械を中心に使用しており、9人が機械を持ち込み交代で出役している。

経理事務については、近隣に住む公務員OBの依頼している。耕起、代かき、基肥散布、育苗、田植え、除草剤散布までの共同作業にかかる経費については、構成員から3期に分けて合計45,000円を作業賦課金として徴収し、営農組合の運営資金に充てている。各農家は、原則として、MK営農組合と全作業受委託契約を締結し、自己所有地で作業を行った場合でも、営農組合の構成員として出役する形をとっている。各構成員からみると、従前とほぼ同様の経営形態であるにも関わらず、品目横断的経営安定対策加入による米価下落時の収入補填が得られるうえ、資材の大口購入割引が適用になるなどのメリットがある。

④ 今後の展開方向

MK営農組合は、今後とも、水稻を主体とする経営を行っていく予定であるが、そのためには、転作田の有効活用をいかに図っていくかが大きな課題であると認識している。現在、転作は、飼料用牧草のバラ転作となっているが、収益性も低く畜産農家も減少しつつあることから、5ha程度を野菜へ転換していくことを考えており、導入作物を模索しているところである。具体的には、当初、枝豆を試作することを考えたものの、高額な収穫調製機械の導入が必要になるためそれを断念し、地元農協の提案を受け、契約栽培による寒締めハクサイに取り組むことを検討している⁴⁾。さらに、転作田で野菜を栽培するには排水対策が重要であることから、中山間地域等直接支払交付金を活用し、用水路や暗渠排水による条件整備していく予定であるという。

また、営農組合の担い手としては、それぞれ個人で酪農、果樹作経営を行っている農家2名を主たる従事者として想定している。MK集落の条件では、近年の米価低迷も相まって、水田作のみでは十分な収入を得ることが難しいことから、個人経営である酪農、果樹作経営の収入とMK営農組合からの賃金とをあわせて所得確保を図ることにしたいと考えている。

⑤ まとめ

昭和40～50年代に実施された圃場整備事業を契機に設立された水稻集団栽培組合を前身組織として、4つの集落営農組織を統合し、品目横断的経営安定対策に加入申請したタイプの事例として、MK営農組合の事例を取り上げた。

圃場整備事業が完了する時期により、共同化の取り組みに差があるものの、30年以上も水稻の田植えまでの作業を共同で実施してきた経験があることから、新たな営農組合の設立にはあまり抵抗なく進んだという。現状は、春作業の共同化が中心となっているが、後継者不足等が想定されることから、近い将来、他の作業も含めてMK営農組合に集積されていくだろう。しかし、水田作だけでは十分な収入を得ることは難しいため、水稻以外の

作物の導入等による経営の多角化を図っていく必要がある。MK営農組合の組合長も、同様の考えから、寒締めハクサイの導入を検討しているが、その導入・定着に向けては、農業改良普及センターや農協等の栽培技術指導が極めて重要になってくると思われる。さらに、担い手2名の経営安定化のため、個別経営部門である畜産、果樹作経営の経営改善が図られ、相応の所得が得られるよう各種支援を講じていく必要があるだろう。

(前山 薫)

注

- 1) N工区では、圃場整備事業の実施が、水稻の機械導入が一般する前であったため、集団栽培組合で機械・施設を整備しており、水稻用の機械を個人所有している農家は存在しない。
- 2) 地域には、認定農業者5名を含む酪農家7名、和牛農家21名がおり、全員が4つの水稻集団栽培組合において中心的な役割を担っている。
- 3) 特にN工区では、担い手不足が大きな課題となっていた。
- 4) 全農の指定農場として、寒締めハクサイに取り組む予定である。契約栽培により単価が安定し経営の見通しを立てやすいのがメリットであるという。

4) 転作小麦受託組織が要件を整備し品目横断対策に加入

— K S 麦生産組合 —

① 地域の概要

K S 麦生産組合のある K S 集落は、H 市の南西の平場水田地域に位置し、農家戸数 200 戸、総水田面積は 232ha である(表 1)。基本的に水稲単作地帯であり、水稲の栽培面積が大きい農家も比較的多く、10ha を超える経営規模の農家も存在しており、ほとんどの農家が個別で田植機からコンバインまでの農業機械一式を所有している。「水稲に対する愛着」も強いという。

約 30 年前に圃場整備事業を実施済みであり、現在は、基本 30a 区画となっている。圃場整備に係る事業費の償還もほぼ終

了している。H 市や隣接する K 市の市街地や工業団地から比較的近い立地にあり、兼業化が大きく進んでいる地域でもある。

② 転作小麦受託組織の設立経過

2001 年から始まった水田農業経営確立対策による転作麦・大豆への手厚い助成に対応し、集落のうち趣旨に賛同した農家 14 戸で K S 麦生産組合を設立、小麦の転作受託を始めた。後の初代組合長の努力が大きかったという¹⁾。条件の良くない山手の開田地域の水田を団地的に転作小麦の栽培エリアとして利用しているが、一部、構成員毎の転作率の関係から、平場の水田でも「バラ転作」の形で小麦を作付しているところもある。

構成員 14 人のうち認定農業者は 2 名である。「転作小麦は組織、水稲は自己完結」で実施する方式である。50 代の 10ha~15ha 規模の農家 2 名も構成員となっているが、水稲部門は個別経営となっている。

③ 品目横断的経営安定対策への対応

K S 集落では、品目横断的経営安定対策を受け、K S 麦生産組合の構成員を中心に、同対策への対応についての協議を始めた。制度が複雑であり、理解するまでに非常に時間が

表 1 K S 麦生産組合の概要

対象集落の概要	
農家戸数	200戸
水田面積	232ha
圃場条件	約30年前に30a区画に圃場整備済み。 (事業費の償還もほぼ終了)
集落営農組織の概要	
設立年	2001年
構成員	14戸(うち認定農業者2名) 水稲15ha, 10ha規模の農家も参加
営農類型	転作小麦
対策対象面積	小麦42ha
集積目標	154ha
作業分担	5人のオペレータが中心となって組織が所有する機械を活用し、小麦作業を実施。 (水稲は、個人経営として実施している)
収益分配	委託者には、産地づくり交付金から15千円を支払う。組織は、産地づくり交付金の担い手加算25千円と生産物収入を受け取る。 オペレータには、時給(1300円)払い。

かかったという²⁾。また、新たに経営規模要件が設定されたこともあり、集落の農家からは、「百姓を辞めればいいのか」などといった不満の声も聞かれた。

結局、麦作経営安定資金等の交付が廃止されるため、品目横断的経営安定対策に加入しなければ小麦栽培の継続が難しくなることが分かり、K S麦生産組合では、集落の農用地の2/3(154ha)を集積する利用集積目標、5年後の法人化計画を作成するとともに、規約を改正するなどして加入要件を整備し、同対策に加入申請した³⁾。

④ 組織運営の現状と課題

K S麦生産組合の経営面積は、転作小麦受託42haである。小麦の作業については、14人の構成員全員の都合に応じて出役する形であるが、大型免許を持つ5人のオペレーターが中心的な担い手となっている。5人のオペレーターのうち、ほとんどが年金生活者等の60代であり、農業の後継者は今のところいない。「イエ」の後継者はいるものの、「農業経営に対する見通しがたたないので、兼業を辞めてまで農業やれとは言えない」という。

作業に使用する機械については、補助事業を利用して組織で一式装備しているが、播種、防除、収穫などの繁忙期には、構成員個人所有の機械も活用している。乾燥調製は農協のカントリーエレベータを利用している。

現状では、水稻も含めた合理的な土地利用調整が出来ておらず、小麦は固定した団地での栽培が続いており、連作障害による収量・品質の低下が大きな課題となっている。品目横断的経営対策になり、以前と同等の助成金を得るためには、収量や品質を高め「黄ゲタ」の金額を十分確保しなければならなくなったためである。このため、組織の経営は、産地づくり交付金の収入に頼るところが大きくなっている。

一方、水稻部門については、現状は個別経営となっている。品目横断的経営安定対策への加入の判断も農家個々が行っており、規模要件を満たした認定農業者は同対策に個人で加入申請している。将来的には、今後の米価下落に備え、「他の構成員の水稻についても、集落営農組織で実施している転作小麦に加えて一元経理を行うことにより、品目横断的経営安定対策に加入する必要がある」と組合長は考えている⁴⁾。

経理事務については、農協OBで事務経験のある組合長が担当している。作業受託組織であるため、現金の支出を伴うのは作業労賃のみであり、生産物収入や助成金収入、資材費等の農協との取引は現金の出し入れが生じないことから、現状では特に経理作業は大変ではないという。

収益・費用の分担については、次のとおりである。収穫した小麦の販売収入及び品目横断的経営安定対策の助成金はK S麦生産組合の収入となる(表2)。しかし、現状では、小麦の収量が低いため、産地づくり交付金で赤字を補填している形になっている。産地づくり交付金は、10a当たり最高額の40,000円を受け取るが、うち基本部分(転作作物助成、団地加算)の15,000円が農地所有者に分配され、担い手加算分(基本加算、集積加算、

表2 KS麦生産組合における収益分配の方法

区分		ポイント (pt/10a)	収益分配		交付要件等
			農地所有者	集落営農 組織	
産地づくり 交付金	担い手加算 品目横断加算	5	—	5	品目横断対策加入の担い手に集積した場合.
	集積加算	15	—	15	個別担い手の場合2ha, 組織担い手の場合10haを集積した場合.
	基本加算	5	—	5	集落ビジョンに位置づけられた個人(2ha以上), 組織(10ha以上)であり経営改善計画を作成した担い手に対して修正した場合.
	基本部分 団地加算	5	5	—	対象作物を4ha以上団地化して作付けする.
	転作作物助成	10	10	—	麦・大豆を作付する.
品目横断低経営安定 対策(黄ゲタ, 緑ゲタ)			—	○	品目横断対策加入.
小麦の生産物収入		—	—	○	取量が低く, 42haで200万円の売上 (約4760円/10a)
合計		40(千円)	15(千円)	25(千円)	

品目横断加算)の25,000円が組織の収入となっている⁵⁾。オペレーターには、労賃として時給1300円を支払う。土地改良区の賦課金は、農地所有者が支払う。現在、構成員からは、組織に対する負担金を徴収していないが、法人化後は出資を求めようと考えている。

⑤ 今後の展開方向

KS麦生産組合では、これまで行動を共にしてきた14人の構成員とともに、自分たちの農地100haの農地を荒らさず管理することが組織の目的となっている。無理に集落の農家全員を入れようとすると、組織が壊れてしまう危険性もあるという。しかし、水稻は自分で作付けするものの、転作を行おうとする農家がないので小麦の受託面積は次第に増えてきている。

作業の担い手は主に年金生活者であるが、農業情勢の見通しが立たない中、若手の就農は期待できないので、今後とも定年退職者にやってもらうしかないと考えている。決して、収益をあげるための組織を目指しているわけではないのである。

⑥ まとめ

既存の転作受託組織が、品目横断的経営安定対策への加入要件を整備し、小麦を中心に品目横断的経営安定対策に加入したタイプの事例として、KS麦生産組合を取り上げた。

同組合では、兼業化、担い手の高齢化の進展、農産物の価格が低迷する中、いかに農地を維持管理していくかが組織の主たる目的になっていた。

今回のヒアリングの中で、組合長は以下のように話してくれた。「水稻で飯を食おうとすれば1人で30haはやらなければならない。雇用を入れると言っても、作業の繁閑があり容易ではない。地域内でも30haクラスの農家が何人かいるが、家族経営であるため自分

の作業で手一杯の状態である。自分も若ければ、規模拡大が可能でありチャンスであるので30～40haの経営を考えるのだが、現実には年齢的にも1日6～7時間程度しか体が動かない。園芸作物は個人でやるしかない。手間がかかるので労賃を支払うと経営的に厳しい。また、重労働であるため現状ではやる人がいない。園芸は、短期的な視点ではなく長期的な視点で取り組む必要があると思うが、技術習得が必要なので簡単には始められない。

こうした背景、意向を持つ地域においては、一律に政策の目指す方向である「効率的かつ安定的な農業経営」としての集落営農組織のモデルを適用するのではなく、西日本や北陸に多く見られる集落営農のように、農地を維持管理するための組織として、定年退職者や兼業農家等の参加を得ながらいかに効率的に農地・環境を維持していくか、といったことも選択肢のひとつとして考え、支援していく必要があるのではないだろうか。

(前山 薫)

注

- 1) 後の初代組合長が、集落の農家を個別訪問し、新しい対策の説明や合意形成を図るなどの取り組みを行ったことが大きかったという。
- 2) 制度の説明会に何度も出席したが、「聞けば聞くほどよく分からなくなる状態だったという」。
- 3) 加入に係る申請書の様式及び添付資料が非常に多いこと、また様式が途中で何度も変更になったことなどもあり、加入申請手続きには非常に苦労したという。
- 4) 水稻に対する思入れが強い農家が多いこと、制度に対する理解が不十分であることなどから、水稻部門の組織化については、「おまえが儲けるのか」「だまされた」などと言われないよう、十分時間をかけて理解を得ていかなければならない」という。しかし、他の多くの転作受託組織では、前述のアンケート結果にも表れているとおり、水稻部門も含めた「経理の一元化」を図る動きが多く見られている。
- 5) KS麦生産組合のある水田農業推進協議会では、産地づくり交付金をポイント制で交付する方式をとっている。麦・大豆の最高ポイントは、基本部分15ポイント（転作作物助成10ポイント、団地加算10ポイント）、担い手加算25ポイント（基本加算5ポイント、集積加算15ポイント、品目横断加算5ポイント）の合計40ポイントとなっている。ポイント当たり単価は、産地づくり助成予算額の合計を総ポイント数で除してポイント当たり単価を算出するが、1ポイントあたり1,000円が基準となる。

5) 転作小麦受託組織が水稻も一元経理することにして加入要件を整備

— SN営農組合 —

① 地域の概要

SN営農組合のあるSN地域は、H市の東方の平場水田地域に位置している(表1)。SN地域はSH及びSNの2センサス集落から構成されているが、農協の農家組合及び集落水田農業部ジョンの対象範囲は1つであるなど、まとまりをもった地域となっている。H市の中心部からも近く、高速道路のインターチェンジや国道、JRの駅等にも近接しているなど、立地や交通アクセスに恵まれており、いわゆる「オール兼業」地域となっている。

SN地域の農家戸数は70戸、総水田面積は60haであるが、兼業が進み、実質の耕作者は40戸となっており、地域内の認定農業者3名も含め専業農家は不在である。圃場については、一部未整備地はあるものの、基本的に整備事業を実施済みとなっている。

表1 SN営農組合の概要

対象集落の概要	
対象集落	SH, SNの2集落(農家組合は1つ)
農家戸数	70戸(実質耕作者40戸)
水田面積	60ha
担い手の状況	兼業化が進み、専業農家はいない。認定農業者3名も兼業農家である。
圃場条件	一部除外地があるが、基本的に圃場整備済みである。
集落営農組織の概要	
設立年	2002年3月に転作受託組織として設立。2006年11月に規約を全部改正し、品目横断的経営安定対策に加入。
構成員	30戸 認定農業者2名も参加。
営農類型	水稻27ha, 小麦12ha
集積目標	42ha(現況集積38ha)
作業分担	小麦の作業については、50代半ばの兼業農家9名が交代でオペレータとなる。播種前の耕起、草刈りは農地所有者が実施する。水稻は、原則として、個別作業としている。
収益分配	水稻も含めたプール計算方式。生産物収入、産地づくり交付金は組織が全額受け取る。物材費や労賃を差し引いた剰余金を構成員に面積割で分配。(残っても1~2万/10a程度)。

② 転作小麦受託組織の設立経過

2001年から始まった水田農業経営確立対策による転作麦・大豆への手厚い助成に対応し、2002年3月にSN生産組合を設立、小麦の転作受託を始めた。稲作の条件の良くない圃場で転作小麦を作付しており、連作5年目となっている圃場がほとんどとなっている。こうしたこともあり、小麦の平均単収は140kg/10aと低水準である。

③ 品目横断的経営安定対策への対応

SN地域では、品目横断的経営安定対策を受け、農家組合やSN営農組合の役員による会合を開催し、同対策への対応についての協議を始めた。同対策に加入しなければ転作小麦の栽培を続けることができなくなるため、やむなく同対策に加入することにした。加入

申請にあたり、問題になったのは、加入要件のひとつである規模要件である。SN営農組合では、同対策加入前は、転作小麦約 10ha のみの経営であり、生産調整特例の条件にも該当しなかった¹⁾。このため、転作小麦に加え、これまで構成員の個別経営であった水稲についても、営農組合の経営に取り込むことで規模要件を満たし、品目横断的経営安定対策への加入を進めることとしたのである。こうした方針に対して、地域の農家のうち、実際に耕作している 40 戸のうち 30 戸の賛同が得られ、利用集積の目途が 20ha を超えたことから、2006 年 11 月に規約を全部改正し、品目横断的経営安定対策へ加入申請した。

④ 組織運営の現状と課題

SN営農組合の経営面積は、水稲 27ha、転作小麦 12ha である（表 1）。地域の実質耕作者 40 戸のうち、構成員は 30 戸である。そのうち、小麦と水稲の両方を加入しているのが 20 戸である。「自分で好きなようにやりたい」という 10 戸は営農組合に加入しなかった²⁾。農地の所有意識が強く、「農地を荒らしてでも人に貸したくない」という農家もいるという。

小麦の作業については、50 代半ばの兼業農家 9 名が交代でオペレーターとなる³⁾。播種前の耕起、草刈りは農地所有者が実施する。

水稲は、原則として、個別作業としている。すなわち、構成員全員が、自ら所有する機械を用い所有する水田の作業に出役する方式である。前述のようにオペレーターも兼業勤務があるため、現状では、水稲の全作業を請け負うだけの余裕がないものの、構成員から部分作業の委託依頼があれば引き受けているという。

経理については、構成員の 1 人であり農協の現職職員である事務局長が担当していた。しかしながら、勤め先の業務が多忙であることから、農協に経理を委託することを検討しているという⁴⁾。収益配分については、水稲も含めたプール計算としている。水稲については、経理の一元化に当たり構成員毎に収量・品質を把握したうえで個人毎の収入から経費を差し引いて精算を行う、いわゆる「枝番管理方式」の導入の必要性を訴える構成員も多かった。しなしながら、前述のように事務局長は恒常的勤務者であり、「勤めをしながら、「枝番管理方式」による煩雑な経理事務は難しい」ため、水稲を含めたプール計算とすることにした。地域の農家には、「精算は水稲も含めた基本的にプール計算とする。これに同意し水稲を含めて品目横断的経営安定対策に加入しなければ転作小麦の栽培ができなくなる」ことを率直に提案した。その結果、実際に耕作している 40 戸のうち 30 戸の賛同が得られたという。水稲の作業受委託の有無、苗の購入の有無、カントリーエレベータ等の施設利用の有無等については構成員毎に把握し、剰余金を面積割したものから差し引いて精算している。

SN営農組合の運営としては、次のような課題が生じている。まず、現状では、土地利

用計画，作付計画が構成員毎の判断に委ねられており，組織的な土地利用調整ができていないため，転作・麦大豆の収量・品質が低いことである。また，役員報酬や事務担当者への報酬，事務に要する経費の捻出も難しいことも課題になっている。現在の役員や事務局長は，「ボランティア」で活動をしているが，今後とも報酬を払わない状況が続けば，世代交代時に役員や経理事務の担い手の確保が難しくなることが想定される。さらに，構成員からの出資金が10a当たり1,000円と少額であること，品目横断的経営安定対策に係る助成金の入金時期が遅くなること等から，集落営農組織の資金繰りが困難なことである。

⑤ 今後の展開方向

将来方向については，「今年は，加入申請書を出すので精一杯であった。まずは1年間通して営農を実施してみないとわからない」状態である。法人化計画は作成したものの，具体的な方向は決まっておらず，今後の情勢変化を見ながら対応策を考える予定であるという。しかしながら，現状の価格情勢では，小麦や水稻では他産業並所得の確保は難しいことは十分認識しており，「経営というより，地域の農地を荒らさないようにすることが目的である。農業はレクリエーションである。定年後，楽しみながらできればいい」と組合長は考えている。現役世代は他産業から生計費を得て，定年退職者を中心にオペレーターとして農業を担ってもらう予定だという。こうした組織を維持していくためには，「将来的には，農地管理料を徴収して管理するようにしなければならないかもしれない」という。

⑥ まとめ

既存の転作受託組織が，転作小麦に加えて水稻を加えて品目横断的経営安定対策の加入要件を整備し，同対策に加入申請したタイプの事例として，SN営農組合を取り上げた。

同組合では，前述のKS麦生産組合と同様に，兼業化の進展，農産物の価格が低迷する中，いかに農地を維持管理していくかが組織の主たる目的になっていた。ヒアリングを通じて感じたことでもあるが，オール兼業地帯であり兼業先から相応の収入を得ているためか，農業からの収入にはあまり期待していないことが強く感じられたのが印象的であった。

こうした背景，意向を持つ地域においては，一律に政策の目指す方向である「効率的かつ安定的な農業経営」としての集落営農組織のモデルを適用するのではなく，北陸に多く見られる集落営農のように，オール兼業地域における農地を維持管理するための組織として，定年退職者や兼業農家等の参加を得ながらいかに効率的に地域の農地・環境を維持していくか，といったことも選択肢のひとつとして考え，支援していく必要があるのではないだろうか。

(前山 薫)

注

- 1) 集落営農組織の経営規模要件は20haである。水田作の構造改革を進める観点から、「地域の生産調整面積の過半を受託する組織」に限り、利用集積目標を「1/2以上」に緩和することとしているが、SN営農組合では、この要件を満たすことができなかった。
- 2) 非加入の農家のうち、一番経営面積が大きい農家でも2ha程度であり、すべて兼業農家である。
- 3) 普段は会社勤めをしており、土日や農繁期は会社を休んで作業をすることができる人9名がオペレーターとなっている。年齢も50代半ばと同年代であり、「楽しく酒を飲める仲間」であるという。
- 4) 事務局長は経理事務を行う能力を持ち合わせているが、農協へ経理事務を年間委託料6万円のうち5万円の助成があるため、実質負担額が1万円となる。このため、自らは実施するより、1万円を払って農協へ経営事務委託するのがよいと判断したという。

6) 加入断念から一転、担い手の声掛けで品目横断的経営安定対策へ加入

——KS生産組合——

① 地域の概要

KS生産組合のあるKS地区は、H市の西部に位置する平場地域であり、KS地区も含めたM1区農家組合の農家戸数は85戸で、総水田面積は186haである(表1)。当該地域は、水稲単作地帯で、認定農業者が15～16名いる。

農業機械については、ほとんどの農家が、水稲用の機械を所有している。米の乾燥機を所有している農家もいるが、計量器が付いていないために、所有している乾燥機は使わずに、農協のカントリーエレベータを利用している。

KS生産組合は、KS地区の農家を主に構成されており、構成員は35戸(地区内33戸、隣接地域2戸)で、KS地区内の認定農業者6名(2名は水稲+畜産の複合経営)全員が構成員となっている。また、M1区には、他に、29ha規模(水稲+小麦)の営農組織と、牧草中心の営農組織の2組織があり、M1区農家組合の農家の99%は3組織いずれかに属している¹⁾。

圃場整備は平成8～16年に実施され既に完了しており、30a以上区画の圃場割合は50%で、集積目標面積は60haである。

② 組織の設立経過

KS生産組合は、圃場整備事業を機に、転作の担い手として平成12年に組織化した。これまでは、小麦や雑穀を中心とした転作作業受託を、オペレーター(認定農業者)4名で行ってきた。水稲は、構成員が個々に所有する水田の栽培管理を行っており、水稲までKS生産組合で取り組む意向は無かった。

しかし、平成19年の年明け後、KS地区内で最も大きい規模の認定農業者からの声掛けにより、水稲もKS生産組合で取り組むかどうか、構成員にアンケートを2回実施した。アンケートの結果、「水稲も含めて組織に頼みたい」、「農地利用調整は組織に任せる」という回答が約80%であったことから、KS生産組合では、水稲についても組織で取り組むこととした。

表1 KS生産組合の概要

対象集落の概要	
農家戸数	85戸
水田面積	186ha
圃場条件	平成8～16年に1ha区画に圃場整備済みである。
担い手の状況	認定農業者は15～16名
集落営農組織の概要	
設立年月	2000年
構成員	35名(うち認定農業者6名)
営農類型	水稲, 小麦, 牧草, ハトムギ
対策対象面積	水稲35ha
農地集積目標	60ha
作業分担	水稲は構成員が個々に栽培管理する。 麦・雑穀は組織で一括管理する。 牧草は畜産農家へ管理委託している。
収益分配	利益分配金は約5,000円/10a, 圃場管理費は6,900円/10a, 産地づくり交付金は全額構成員へ配分(約35,000円/10a)。

③ 品目横断的経営安定対策への対応

品目横断的経営安定対策（以下、「品目横断」という。）については、小麦は従来から採種用のため交付金の対象外である。牧草やハトムギについても、品目横断の交付金の対象外であることから、KS生産組合としての加入ではなく、水稻を認定農業者に集積して、認定農業者が個々に品目横断に加入する予定であった。

前述のとおり、平成19年の年明け後、KS地区内で最も大きい規模（経営規模6～7ha）の水稻＋畜産の複合経営認定農業者（70歳代）からの、「水稻も組織で取り組もう」という一言で、水稻も組織で取り組むかどうか、アンケートを実施した。その結果、KS生産組合では、水稻、小麦、牧草、ハトムギに取り組むこととし、水稻のみで品目横断に加入することを、平成19年3月の総会で確認し、承認された。採種用小麦の団地化、水稻、転作の農地利用調整の円滑化の観点から、転作のみでKS生産組合に加入しようとする農家には、構成員から外れてもらった。

KS生産組合長は、「小麦の防除作業や、田植え作業などの春作業で忙しくなり、加入申請の時間がない中で、品目横断加入に向けた膨大な書類を作成するのは大変であった」と語る²⁾。

④ 組織運営の現状と課題

KS生産組合の経営面積は、53ha（水稻35ha、小麦9ha、牧草5ha、ハトムギ4ha）であるが、KS生産組合で所有している農業機械は一切無く、オペレーターが所有する機械を利用して作業している。ローテーションにより農地利用調整を図っていることから、小麦の単収は240kg/10aと多い。

小麦の乾燥調整は、農協施設を利用せず、構成員が行っている³⁾。米の乾燥調整は、乾燥機を所有している構成員もいるものの、計量器が付いていないために、所有している乾燥機は使われず、農協のカントリーエレベータを利用している。

KS生産組合長は、組織で機械を所有する意志は無い。認定農業者個人が機械を更新し、オペレーターとして作業する。しかし、主たる従事者（オペレーター）1名あたりの賃金は1,000千円程度と少ない。

水稻は、平成19年度から組織で取り組むこととしたが、枝番方式による個別精算とする。小麦やハトムギはこれまでどおり組織での栽培で一元出荷方式である。牧草は畜産農家へ管理委託している。飯米については、小麦の採種圃団地に配慮しながら、構成員が個々に圃場を確保し、栽培している。

オペレーターや構成員への作業料金は、作業日誌に基づいて支払っている。水稻の作業料金は、組合独自に10aあたりの金額を決めているが、標準作業料金よりもかなり低く設定している。オペレーター以外に機械を所有して作業している構成員にも、別途機械賃借料が支払われている。機械賃借料は、減価償却費相当額ではなく、作業機械の種類によって金額を決めており、トラクタは2,500円/10a、田植機は3,000円/10a、コンバインは8,000円/10a、トラック（粃運搬）は1,500円/時間程度となっている。

構成員へは、利益分配金として約5,000円/10a、管理費6,900円/10a、産地づくり交付金35,000円/10a（表1）の計46,900円/10aが支払われている。構成員は、この分配金の

中から、機械作業委託料金のみを支払っている。土地改良費や共済掛金はK S生産組合が一括で支払っている。

K S生産組合では、産地づくり交付金全額を構成員に配分するよう、販売価格の高い小麦の採種用に取り組んだり⁴⁾、産地づくり交付金の交付額の高い雑穀に取り組んだりと、より多くの収益を確保するために努力している。

会計担当者は、農協職員（支店長）であり、平成18年度までは会計担当手当が20,000円／年であったが、品目横断への加入を機に、平成19年度からは、パートも含め会計担当を2名とし、手当を150,000円／年に引き上げることとしている。構成員の中には税理士もあり、決算期には間違いがないかチェックしている。

K S生産組合では、決算時の繰越金（利益）は、構成員へ分配せず、全額を構成員からの「借入金」の名目で繰り入れ、翌年度の運転資金に充てている。期末には、「借入金返済」の名目で、構成員へ前年度の繰越金全額を分配している。

組合名で一括購入する資材は、水稻苗や小麦等の種子、肥料、農薬等、栽培管理に必要な資材全てである。米の精算金が6月末に入金後、購入資材費を差し引いた残金を「出荷協力金」の名目で、構成員へ配分している。作業料金については年末に支払っている。

⑤ 今後の展開方向

K S生産組合が、これまで転作の作業を受託してきたことから、兼業農家は、個々に農業機械を更新することを考えていない。品目横断へ加入した組織は、5年以内に法人化することとなっているが、K S生産組合長は、「農業機械の更新意向のある農業者が少ないことから、法人化が早まる可能性がある」と語る。

K S生産組合長は、「法人化した場合に、冬場の所得確保が課題である」と考えている。構成員の中には、ハウス12棟で花き栽培している農家があり、K S生産組合長は、「その農家から栽培指導してもらいながら、K S生産組合で花き栽培に取り組みたい」と考えている。水稻育苗は、構成員が個々に行っており、水稻育苗後のハウス活用も考えているが、作目は決まっていない。

⑥ まとめ

K S生産組合は、産地づくり交付金全額を構成員へ配分するため、市場単価よりも高価な小麦種子栽培に取り組んだり、地域振興作物である雑穀に取り組んだり、経営努力を行っている。

翌年度の小麦採種圃団地は既に確保しており、農地利用調整も実施していることから、小麦の単収も高く、円滑な組合管理運営が出来ている。今後、主たる従事者の所得をいかに確保していくかが課題である。

（昆野善孝）

注

1) M1区にある、K S生産組合以外の営農組織のうち、営農組合K21（水稻＋小麦）は品目横

- 断に加入し、Y営農組合（牧草中心）は品目横断に加入していない。
- 2) 岩手県農業振興課では、逐次品目横断加入組織を把握していたが、平成19年6月18日時点では、KS生産組合は「品目横断加入断念組織」として把握されていた。
 - 3) KS生産組合では、燃料代が高騰してきたため、平成18年度は、燃料代として60,000円／年を助成した。
 - 4) 採種用小麦の販売価格は3,500円／60kgである。

7) 品目横断的経営安定対策へ加入するため二つの転作受託組織が統合

—NS営農組合—

① 地域の概要

NS営農組合のあるNS地区は、S町の北東に位置する平場地域であり、農家戸数40戸で、総水田面積は60haである(表1)。当該地域は、水田単作地帯であり、担い手が10名(うち認定農業者は5名)いる。兼業農家も多く、農家戸数の35%は2種兼業農家である。

圃場整備事業を機に、NS地区のK集落とM集落にそれぞれ転作受託組織が設立された。農業機械については、これまで転作受託組織に作業委託してきたこと、兼業農家が多いことなどから、機械を所有している農家は少ない。

米の乾燥調整は、K集落では農協のカントリーエレベータを利用し、M集落では認定農業者に委託している。

NS営農組合は、K集落とM集落の転作受託組織が統合して設立された営農組合であり、構成員は38戸で、認定農業者5名全員が構成員となっている。加入していない2戸は、水田面積が10a程度の飯米農家¹⁾と、前身組織の頃から組合賦課金を払わなかった農家²⁾である。また、NS地区には、農事組合法人YI(経営規模49ha)と農事組合法人NN(経営規模39ha)がある。

圃場整備事業は、平成7～17年に実施され既に完了しており、平成18年度には自己負担分の償還が終了している³⁾。30a以上区画の圃場割合は100%であり、農地利用集積は既に95%進んでいる。

② 組織の設立経過

NS地区のK集落とM集落では、圃場整備事業を機に、転作の担い手として小麦の転作受託組織をそれぞれ設立することとなり、K転作組合は2002年に、M転作組合は2004年にそれぞれ設立した。K転作組合では、4名の担い手(うち2名は認定農業者)がオペレーターとして作業を行ってきた。M転作組合では、6名の担い手(うち3名は認定農業者)がオペレーターとして作業を行ってきた。認定農業者等担い手に基幹3作業を集積するため、オペレーター以外の農家が機械を更新しないよう取り組んできた。

表1 NS営農組合の概要

対象集落の概要	
農家戸数	40戸
水田面積	60ha
圃場条件	平成7～17年に1ha区画に圃場整備済み(平成18年に償還済み)である。
担い手の状況	専業農家は10戸、うち認定農業者は5戸である。
前身組織の概要	
設立の契機	圃場整備を機に、M集落とK集落に小麦の転作受託組織をそれぞれ設立。
集落営農組織の概要	
設立年月	2006年10月
構成員	38名(うち認定農業者5名)
営農類型	水稲、小麦
対策対象面積	水稲40ha、小麦18ha
作業分担	水稲は構成員が個々に栽培管理する。小麦は組織で一括管理する。
収益分配	水田管理費(地代含む)は42,000円/10a、産地づくり交付金は全額構成員へ配分(42,500円/10a)、転作協力金として9,000円/10a

③ 品目横断的経営安定対策への対応

K転作組合は経営規模が11haであり、M転作組合は経営規模が38haである。国の政策では、集落営農で40ha以上規模を想定していること、S町の集落単位の平均水田面積が57haで、岩手中央農協からは50ha規模で集落営農に取り組むよう指導されていたことから、品目横断的経営安定対策（以下、「品目横断」という。）に加入し、集落営農に取り組むため、K転作組合とM転作組合を統合することとした。意向把握のためのアンケートを1回実施し、合意形成を図るために10回ほど話し合い、平成18年10月に設立した。

隣接する農事組合法人からは、一緒に集落営農に取り組むよう誘われたが、集落で話し合った結果、K集落とM集落で取り組むことにした⁴⁾。

圃場整備を行った際に、認定農業者へ基幹3作業を集積する必要があったことから、認定農業者以外の農業者は、コンバインや田植機の更新は行わなかったため、2つの転作組合の統合は円滑に進んだ。NS営農組合長は、「圃場整備事業が無ければ、全農家が農業機械を更新してしまい、合意形成が図られなかっただろう」と語る。

④ 組織運営の現状と課題

NS営農組合の経営面積は58ha（水稻40ha、小麦18ha）であり、NS営農組合が所有している農業機械は、小麦播種機と溝切り機のみである。田植機やコンバインは、オペレーターである認定農業者4名が持っており、オペレーター以外の構成員は持っていない。米の乾燥調整は、K集落の農家は農協のカントリーエレベータを利用し、M集落の農家は認定農業者へ委託している⁵⁾。

機械の更新については、NS営農組合で機械を所有する意志はなく、認定農業者が個別に機械を更新し、オペレーターとして作業する。主たる従事者1名あたりの賃金は4,000千円ほどである。4名のうち1名は、乾燥調整も請け負っており、3名のオペレーターの賃金は、4,000千円よりも低いと思われる。

水稻は、栽培管理作業は構成員が個々に行い、販売は組織枝番出荷によるプレミアム方式である⁶⁾。小麦は、これまでどおりNS営農組合で栽培管理し、販売は一元出荷である。飯米については、ブロックローテーションに配慮しながら、構成員が個々に圃場を確保し、栽培している。

機械作業料金は、S町の農業委員会が決めている標準作業料金の90%に設定している。機械作業料金からNS営農組合の事務費として5%を徴収している。K転作組合とM転作組合が統合する前は、それぞれの転作組合では標準作業料金で、作業を請け負っていた。K転作組合とM転作組合が統合したことにより、オペレーターの実質作業受託収入は、標準作業料金の85.5%に減収することになる。ただし、乾燥調整は、標準作業料金で請け負う。

これまで、耕起は認定農業者が作業受託してきたが、構成員のほとんどが除雪用にトラクタを所有しており、アンケートを実施した際に、個別に作業したいという意向が多く、オペレーター以外の構成員の耕起作業を認めた。

19年度からは所有圃場の耕起を自分で作業できるようにした。しかし、オペレーターは、トラクタによる受託作業量が減少することから、作業受託収入は益々減少することとなる。

作業時間の管理は、作業日誌で行っており、オペレーターはもちろんのこと、構成員が所有水田の作業を行う場合でも、作業日誌を書かせて把握し、作業料金を支払っている。

構成員へは、水稻管理委託費 42,000 円/10a、転作協力金 9,000 円/10a⁷⁾、産地づくり交付金 42,500 円/10a の計 93,500 円/10a が支払われている。構成員は、この金額の中から、機械作業委託料金、土地改良費、水稻共済掛金を支払っている。

会計担当者は、元商工会事務局長で、経理役員報酬はほとんど無く、ボランティア状態である。構成員の中には会計事務所に勤めている人もいる。

組合名で購入する資材は、春肥（秋注文）のみで、個々の注文書を取りまとめて組合で一括注文している⁸⁾。追肥用肥料や農薬などの他の資材は個人購入である。

米の精算金が 6 月末に入金になってから、春作業の料金を支払っている。資材の購入費は、米の概算金が 11 月に入金になってから農協へ支払うことにしている。

⑤ 今後の展開方向

NS 営農組合長は、「2 年以内での法人化も可能である」と語るが、NS 営農組合の経営ビジョンは明確化されていない。経営の多角化として園芸導入する意向はない。

オペレーターでもある養豚農家からは、輸入飼料の高騰が養豚経営を圧迫していることを聞いており、NS 営農組合長は、「転作に飼料作物を作付けし、養豚農家への飼料供給や、バイオマスエネルギーへの活用」も考えている。

NS 営農組合の活動地域は 3 地区からなっており、NS 営農組合長は、「3 年に 1 回の 3 地区ローテーション」を考えている。

⑥ まとめ

NS 営農組合は、圃場整備の担い手として組織化した際に、オペレーター以外の農業者に機械投資させなかったことが、農地集積、農地利用調整が円滑に行われている要因である。

品目横断加入のため、組合経営に取り込んだ水稻の一元出荷を図る必要がある。水稻の一元出荷を実践できなければ、法人化は困難である。現在機械を所有している構成員の、機械更新を抑制することが、カギとなる。

(昆野善孝)

注

- 1) NS 営農組合長は、「水田面積 10a 程の飯米農家は、組織に加入するにはしばらくかかるだろう」と考えている。
- 2) NS 営農組合長は、「前身組織の頃から賦課金も払わないため、役員の間では組合に加入させたくなかった。この農家は、5 年後には組合に加入したい意向がある」と語る。
- 3) 圃場整備事業の補助金に加え、農村公園や自治公民館建設で、土地を行政へ売却したことにより、自己負担分の償還が早まった。
- 4) NS 営農組合長は、「隣接する農事組合法人 Y I と集落営農に取り組めば、経営規模が 100ha 規模となり、規模が大きすぎてもやりづらい（意志決定が遅い）と考えた」と語る。

- 5) K集落の米の乾燥調整を認定農業者へ委託してもらい、地域にお金が落ちるようにしたい、とNS営農組合長は考えているが、地域での調整はまだついていない。
- 6) プレミア方式とは、農家の栽培努力による収量や品質を反映させて、農産物販売額を出来高割で分配することである。
- 7) 産地づくり交付金のうち、新需給調整システム定着交付金は、13,000円/10aが組合収入となる。NS営農組合では、この13,000円/10aの中から9,000円/10aを「転作協力金」として構成員へ配分している。
- 8) NS営農組合長は、「資材の返品があった場合に、照合作業が煩雑となるのを防ぐため、農協からは、組合で購入する資材は春肥に限定するよう指導されている」と語る。

8) 枝番による個別プレミア方式を編み出した特定農業団体

——特定農業団体TG——

① 地域の概要

特定農業団体TGのあるT地区は、O市E区の南東に位置する平場地域であり、農家戸数は33戸で、総水田面積は41haである(表1)。当該地域は、水稻を中心とした複合経営地帯ではあるが、米へのこだわりは強い地域である。専業農家は4戸で、花き＋水稻、菌床しいたけ＋水稻、野菜＋水稻、水稻＋和牛肥育の複合経営農家である。

農業機械は、ほとんどの農家が、水稻用の農業機械を所有している。大豆用の機械は、地区内にあるT営農組合が所有している。水稻や大豆の乾燥調整は、農協のカントリーエレベータを利用している。

特定農業団体TGは、T地区の2つの農家組合で構成されており、構成員は27戸で、地区内の専業農家4戸のうち、花き＋水稻、菌床しいたけ＋水稻、野菜＋水稻の複合経営農家3戸は構成員である。

水稻＋和牛肥育の複合経営農家1戸は、特定農業団体TGには加入せず、個人で品目横断的経営安定対策(以下、「品目横断」という。)に加入している。その他に特定農業団体TGに加入していない農家は、飯米農家であり転作も自己完結で行っている。

圃場整備は既に完了し、1ha区画となっている。30a以上区画の圃場割合は100%であり、農地集積は現況が0haで、集積目標面積は36haである。

② 組織の設立経過

特定農業団体TGがあるT地区では、平成10年に農協から「集落営農推進モデル地区」に指定されたことや、圃場整備が導入されたことを機に、集落営農について何回も話し合われた。T地区の3つの農家組合に属する全農家の意見合意を待っては、いつまでも進まないため、営農組合の設立総会を平成11年12月と決め、逆算して段取りを進めた。特定農業団体TGの事務局長は、「見切り発車も時には必要であり、当時の事務局が各農家をまわって歩き、加入合意のハンコをついてもらった」と語る。当時の事務局の頑張りもあり、3つの農家組合で転作管理組合としてのT営農組合を組織し、転作大豆に取り組んだ¹⁾。

表1 特定農業団体TGの概要

対象集落の概要	
農家戸数	33戸
水田面積	41ha
圃場条件	平成7～13年に1ha区画に圃場整備済みである。
担い手の状況	専業農家は4戸で、複合経営農家である。水稻作付面積が一番大きい人で3haである。
前身組織の概要	
設立の契機	圃場整備を機に、3つの農家組合がまとまって、大豆の転作管理組合を設立。
集落営農組織の概要	
設立年月	2004年12月
構成員	27名(うち認定農業者2名)
営農類型	水稻, 大豆
対策対象面積	水稻23ha, 大豆13ha
作業分担	水稻は構成員が個々に栽培管理する。大豆は組織で一括管理する。
収益分配	個々の農産物販売額から、資材費を差し引いた額を配分している。産地づくり交付金は、全額組織収入として計上し、精算している。

特定農業団体T GがあるT地区は、圃場整備により1haの大区画とはなったが、1つの圃場に複数の地権者がいる組田となった。転作する際、「1ha区画に畦畔を付けてそれぞれに管理するのか」との構成員からの不安の声があった。転作大豆の団地化、機械作業の効率を上げるため、土地利用計画を作成して、組田であっても同一作目を作付するよう集落に提示し、理解を得られた。特定農業団体T Gの事務局長は、「平成12年から水稲と大豆の作付計画は作成している。構成員の中には反対する者もいたが、転作は無くならないと説明し、水稲、大豆、飯米栽培圃場を色分けしたマップを作成した。2年水稲作付、1年転作作付の3カ年の土地利用計画を作成して集落に提示することで理解を得られた」と語る。

平成14年に米政策改革大綱が策定され、T地区で集落ビジョンを策定していく中で、T営農組合を核として集落営農に取り組もうと話し合いを重ねた。T営農組合の役員の間で意見が合わず、T営農組合での品目横断加入は断念した。3つの農家組合で話し合った結果、2つの農家組合で組織を設立し、1つの農家組合で組織を設立して、2つの営農組合に分かれて集落営農に取り組むこととなった²⁾。

特定農業団体T Gは、2つの農家組合で平成16年2月に組織を設立し、同年4月に特定農業団体の認定を受けた。農用地利用改善団体は、特定農業団体T Gが兼ねている。もう1つの農家組合でも特定農業団体N Tを設立した³⁾。

前身組織であるT営農組合は存続したままで、T営農組合の役員は、特定農業団体T Gの役員と特定農業団体N Tの役員が務めている⁴⁾。T営農組合は、転作管理組合として大豆機械を所有し、管理している。特定農業団体T Gと特定農業団体N Tは、T営農組合から大豆機械を借りて大豆の作業を行っている。

③ 品目横断的経営安定対策への対応

米政策改革大綱を踏まえ、米の政策が変わることから、平成16年に転作大豆だけでなく水稲も組織で取り組むこととした。しかし、農家は米への思い入れが強く、転作大豆のようなプール計算には、強い抵抗があった。特定農業団体T Gの事務局長は、「農家は、近隣農家の米よりも自分の米の方がおいしい、あの人の米とは一緒にして欲しくない、などの感情がある」と語る。

米の出荷は、組織名で出荷する。農家個々の米への思い入れや、栽培努力が反映されるような仕組みとして、組織名で出荷した米に枝番を付けて（以下、「組織枝番出荷」という。）、どの構成員が栽培した米なのか分かるよう、農協から出荷伝票を出してもらおう。特定農業団体T Gの事務局長は、その伝票に応じて各構成員の米の出荷量や品質を把握し、構成員個々に販売額を配分する（以下、「プレミアム方式」という。）。米の組織枝番出荷によるプレミアム方式は、特定農業団体T Gの事務局長が考案し、農協を動かして構築した。特定農業団体T Gの事務局長は、「国から出された政策は、消えることはない。後から乗るより先に乗って活用した方が得である。後からでは交付金はもらえない。交付金を活用して集落を守る。組織枝番出荷によるプレミアム方式があったから、合意形成が図られた」と語る。

④ 組織運営の現状と課題

経営面積は36ha（水稻23ha，大豆13ha）で，組合所有の農業機械は無い．T営農組合が大豆用機械を所有しており，T営農組合から大豆用機械を借りて作業している．乾燥調整は，農協のカントリーエレベータやミニライスセンターを利用している．

農業機械を持っている構成員は自分で作業している．特定農業団体TGの事務局長は，「農業機械の更新については，個人での更新を控えるよう話してある．担い手がいなくなってくれば必然的に法人化に進んでいくが，個人で勝手に機械を更新してしまう構成員もいる」と語る．

特定農業団体TGと構成員の間では作業受委託契約を結んでいる．組織から構成員へ所有圃場の作業を委託している形となっている．自分の圃場は自分で作業するため，作業料金の授受は行われていない．機械作業だけでなく，管理作業であっても，作業料金の授受は行われていない．

基本的には，構成員は自分の圃場は自分で作業するが，構成員の中には水稻の栽培管理を作業委託する農家もあり，組合長や組織内の認定農業者2名が受託している．機械作業の受委託は，構成員の間で個別に行う．特定農業団体TGの事務局長は，個別の受委託契約を把握し，組織を介した形で事務処理を行っている．機械作業料金は，地域の農業委員会が決めている標準作業料金を採用している．

構成員へは，収量や品質に応じた米の販売額を全額配分している．資材の大口奨励金は，個々の資材購入量に応じて分配している．

特定農業団体TGの事務局長は，元経済連（現在は全農）の職員で，組織枝番出荷によるプレミア方式の発案者である．経理事務は，農業改良普及センターが作成したソフトを活用している．特定農業団体TGの事務局長は，T営農組合の事務局長も兼ねており，作業量が膨大である⁵⁾．特定農業団体TGの事務局長は，「構成員は，機械に乗って動かすだけの作業へお金を出すことは気にしないが，頭を使う仕事（汗をかかない仕事）へお金を出すことは嫌がる傾向にある」と語る．

組合名で購入する資材は，春肥（秋注文）のみで，個々の注文書を取りまとめて組合で一括注文している．資材は農協から個々に受け取る．資材費は，構成員から徴収し，収入に一旦入れて農協へ支払っている．他の資材は，直接個人で購入している．カントリーエレベータの利用料は，賦課金として徴収し農協へ支払っている．

特定農業団体TGの事務局長は，資材費，労賃見合額の処理方法，共通運営費，剰余金等の配分が一目で分かる決算分配表を作成して，各構成員へ渡している．分配表の見方，税務申告書の作成等について，組合独自に構成員へ説明している．資材以外の土地改良費，修理費，小農具費等は，個別に税務申告書へ記載する．

経理事務の一元化により，農産物の販売額や資材費等が分かる反面，構成員個々の経営状況が，他の構成員全員に分かってしまうが，文句を言う構成員は1人もいない．特定農業団体TGの事務局長は，「全作業を組織へ委託している構成員からは，決算分配表により税務申告の際に楽だと言われている」と語る．

⑤ 今後の展開方向

特定農業団体T Gの事務局長は、「平成16年4月に特定農業団体の申請をしており、法人化計画時期が迫っているが、法人化のあり方を模索中であり、法人化は計画よりも少し延長することになる」と語る。

特定農業団体T Gの事務局長は、「法人経営を考えた場合、周年雇用が必要となる。法人で園芸に取り組んでも、個別経営の時のような栽培管理・経営努力が出来るだろうか。雇われ意識、法人お任せ意識では、収穫量や品質は向上しない。主たる従事者の生活費のうち、40%は個人努力で確保し、60%は法人経営で確保していくべきではないか。よって、園芸や畜産は個人経営の中で取り組むべき」と考えている。

特定農業団体T Gの組合長は、「集落営農組織の存続には人材確保が大切である。オペレーターについては、退職帰農者を充てながら次の世代までつないでいきたいが、現在、40～50代のサラリーマンは、休日さえ、所有圃場の管理作業に出てこないため、退職しても構成員にはならない」と考えている。

特定農業団体T Gの事務局長は、「オペレーターの確保は大切であるが、事務局の人材確保も必要である。機械作業は、乗っているだけで楽であるが、事務局長は、企画・金銭管理・資料作成等と作業量が多い。だからこそ、補償（手当）も必要であり、人がいないのではなく、ボランティアとしてはやる人がいないのである」と語る。

⑥ まとめ

特定農業団体T Gは、組織枝番出荷によるプレミア方式を編み出し、農家の米に対する思い入れを尊重しながら、農地を集積することに成功したが、主たる従事者の所得確保が課題である。今後法人化を目指す場合、現在個別に作業を行っている構成員の機械更新を抑制し、主たる従事者への作業集約を進めていく必要がある。

(昆野善孝)

注

- 1) 転作大豆の機械作業については、農協の機械化銀行を經由してT営農組合が受託している。
- 2) 特定農業団体T Gの事務局長は、「本当は分かれたくはなかった。将来、分裂したもう一方の組織との再統合の可能性もあるが、感情的な部分（人間関係）もあり、再統合は難しい」と語る。
- 3) 特定農業団体N Tには、経営規模10haの農家2戸が構成員となっている。特定農業団体N Tは、品目横断にも加入している。
- 4) T営農組合の組合長は、特定農業団体N Tの代表が務め、副組合長は特定農業団体T Gの代表が務め、事務局は特定農業団体T Gの事務局長が務めている。
- 5) 特定農業団体T Gの事務局長は、「組合長がオペレーターも務めているため、企画は事務局長がやらなければならないが、作業量が膨大であるが、役員報酬100千円／年では少ない」と語る。

9) 近隣集落が率先して統合，広域組織として品目横断的経営安定対策へ加入

— F C 営農組合 —

① 地域の概要

F C 営農組合のある F 地区は，K 市の北東に位置する平場地域である。F C 営農組合は，F 地区の 6 集落（TK，TS，NK，O，N，K）＋K b 集落の一部の農家で構成されており，農家戸数 87 戸で，総水田面積は 114.7ha である（表 1）。当該地域は，水田単作地帯であり，経営面積が 2ha 未満の農家割合が 90%と小規模農家の割合が高く，65 才以上の農業就業者の割合は 67%と高齢化が進んでおり，第 2 種兼業農家は 61%と農業依存度が低くなっている¹⁾。担い手農家は 12 戸で，うち 9 戸が F C 営農組合の構成員となっている。

当該地域の農業機械は，トラクタ（15 馬力以上）が 66 台，田植機が 49 台，コンバインが 33 台である²⁾。F 地区は，平成 8 年から 200ha 規模で圃場整備が実施され，その担い手として 4 つの転作受託組織が設立された。大豆用機械は，この 4 つの転作受託組織がそれぞれ所有している。

平成 18 年度当初までは，F C 営農組合は，TK 集落・TS 集落・NK 集落で構成され，構成員は 42 名で，経営規模は 45ha であった。

品目横断的経営安定対策（以下，「品目横断」という。）加入に向け，各集落で座談会が開催されていくにつれ，近隣集落では F C 営農組合への参加意向が高まり，6 集落がまとまり F C 営農組合に統合された。F C 営農組合の構成員は 78 戸で，構成員の中には，転作分だけ加入している飯米農家もいる。営農組合に加入していない農家は，小規模の飯米農家で，家の周りに農地がある農家である³⁾。出入り作もあったが，団地化を図りブロックローテーションを円滑に行うため農地交換したところもある。

F 地区の転作受託組織の中には，圃場整備の担い手に 50%以上農地が集積されていれば，高生産性集積加算金が H19～20 年の 2 年間交付され，圃場整備事業費 4%の自己負担相当額が還元されることから，この交付金を 2 年間受け取るために，品目横断に加入するための規約等の修正は行わず，認定農業者である受託組織代表に集積した形で，品目横断に加入する事例もあ

表 1 FC 営農組合の概要

対象集落の概要	
農家戸数	87 戸
水田面積	114.7ha
圃場条件	平成 8～18 年に 1ha 区画に圃場整備済みである。
担い手の状況	専業農家 12 戸で，全員が認定農業者である。水稲作付面積が 1 番大きい人で 15ha 規模である。
前身組織の概要	
設立の契機	圃場整備の担い手として，2 つの地域が統合して集落営農組織を設立。農地の出入り作により，地域外の農地を作業受託していた。
集落営農組織の概要	
設立年月	2006 年 11 月
構成員	78 名（うち認定農業者 9 名）
営農類型	水稲，大豆，里いも
対策対象面積	水稲 57ha，大豆 24ha
作業分担	水稲，大豆は組織で一括管理し，一元出荷している。里いもは作付調整と資材購入は組織で行うが，販売は個別精算である。
収益分配	剰余金は出資（面積）配分する。産地づくり交付金は，全額組織収入として計上し，精算している。圃場管理費は 6,000 円/10a

る。

圃場整備は、平成8～18年に実施され既に完了している。地域の30a以上区画の圃場割合は57.6%で、現在の農地利用集積率は77%と高く、農地利用目標面積は100haである。

② 組織の設立経過

F C 営農組合の前身組織は、圃場整備の担い手として、平成13年8月に設立した。F 地区といえば里いもが特産であることから、里いもはブロックローテーションに組み込むことにしていた。里いもの連作障害を回避するため、3年に1回のブロックローテーションによる、水稻+里いも+ α の体系を考えていた。水稻+里いもの体系に組み込む作目は、大規模で、機械化体系で出来るもので、里いもと作業が競合しないもので検討し、農業改良普及センターからの指導もあり、「大豆」を組み込むこととした。

平成14年度からK市では、K市単独事業として「ブロックローテーション推進交付金」を創設した。作付面積5haを団地としてブロックローテーションに取り組んだ場合、13,000円/10aが交付されることとなった。F C 営農組合では、この交付金を活用して、水稻5ha、大豆5ha、里いも5haの3ブロックでのブロックローテーションに取り組み、米の販売もプール計算とした。F C 営農組合長は、「3年に1回のブロックローテーションにより、水稻や大豆の作付圃場が毎年変わることとなり、自分が所有している水田で水稻を毎年作付けできるわけではない。自分の所有水田への愛着や米へのこだわりを言っていられない。個別での米の収量や品質を把握するのは困難であり、米の出荷はプール計算とした」と語る。

また、ブロックローテーションを円滑に行うため、集落内に農地を持つ集落外の認定農業者を構成員に引き入れた⁴⁾。オペレーター以外の構成員は所有する機械が壊れるまで使い、その後機械を更新しないよう、構成員に徹底している。

③ 品目横断的経営安定対策への対応

品目横断を機にまとまった6集落には3つの営農組合があった、TK集落・TS集落・NK集落で構成するF C 営農組合が、O集落には転作受託組織O営農組合が、N集落には転作調整組織N営農組合があり、O営農組合へ転作大豆の作業を委託していた。K集落では、F C 営農組合へ転作大豆の作業を委託していた。

F C 営農組合は、規約を一部改正し、農用地利用計画や法人化計画を作成して、品目横断へ加入するための準備を進めていた。

O集落のO営農組合は、大豆の受託面積が7haと品目横断の生産調整特例を受けるギリギリの面積で、認定農業者3名を中心に大豆受託作業を行っていた。O営農組合では、N集落の転作大豆5haの作業も受託していた。O集落ではN集落と統合して、品目横断に加入することを考えていた。平成18年の年明け早々に、オペレーター3名のうち大規模認定農業者2名がO営農組合から脱退し、F C 営農組合に参加することを表明した。オペレーターである大規模認定農業者は、機械作業に加え、個人受託の一部を組織受託として区分管理することの煩雑さが脱退の理由であった⁵⁾。O営農組合へ作業委託している農家の一部もF C 営農組合へ参加した。O営農組合長は、「O集落の農家は、水稻の自己完結志向農家が多いことから、

F C 営農組合へ集落全体での参加は難しい」と語る。O 営農組合は、構成員が減少した上、大豆面積も品目横断加入要件 7ha を大きく下回る 4ha 程になってしまった。当面は、認定農業者 1 名に集積して、認定農業者が品目横断に加入し交付金を得る意向である。

N 集落には、N 営農組合があるが大豆の作付面積は 5ha と少ない。N 営農組合は、大豆の作付圃場の調整のみで、大豆機械は所有していない。N 集落では、O 営農組合に大豆の作業を委託しており、品目横断へ加入するために、O 営農組合との統合を検討していた。しかし、作業を主に委託していた O 営農組合のオペレーター 2 名が、O 営農組合から脱退することを受け、N 集落の地域営農システムのあり方について話し合った。結果、作業委託の継続性の観点から、O 集落の大規模認定農業者に追随して F C 営農組合への参加を決めた。

K 集落では、単独で集落営農に取り組むには面積が 20ha に足りないこと、F C 営農組合の構成員が集落内に農地を持っており、ブロックローテーションが組みづらいこと等の理由から、F C 営農組合への参加を決めた⁶⁾。

平成 18 年 11 月に開催された F C 営農組合の臨時総会において、O 集落・N 集落・K 集落の 3 集落からの加入申し込みが了承され、新たに構成員で 36 名、農地で 43ha 増加した。平成 19 年 3 月に開催された F C 営農組合の総会では、新規加入集落からもそれぞれ役員を選出し、ブロックローテーションが円滑に進むよう体制を整備した。

④ 組織運営の現状と課題

F C 営農組合の経営面積は、88ha（水稻 57ha、大豆 24ha、里いも 7ha）で、組合所有の農業機械は、大豆関連機械（播種機、管理機、コンバイン）である。水稻については、オペレーターの機械を中心に作業している。オペレーター以外で機械を持っている構成員には、圃場を割り当て管理させている。

水稻の乾燥調整は、構成員の乾燥機を使って行っている。大豆の乾燥調整は、農協の施設を利用しているが、移動に片道 30 分以上かかることから、組合独自での大豆乾燥調整機械の導入も考えている。機械の更新については、オペレーター以外の農家の更新は認めていない。

水稻関連機械については、認定農業者が個別に機械を更新し、オペレーターとして作業する。規模が拡大してからの組織運営は平成 19 年度からであるが、主たる従事者の目標人数は 4 名であり、主たる従事者の所得目標は 4,400 千円である⁷⁾。平成 18 年度の主たる従事者 1 名あたりの収入は、労賃＋農産物精算金で 10,000 千円ほどである⁸⁾。

水稻は、特別栽培米に取り組み、一元出荷している。米は大手レストランチェーン店との契約販売により、系統取引価格よりも高価格で販売している。特別栽培では、契約先の要望により、除草剤のみを使用し、カメムシ防除剤やいもち病防除剤は使用していない。農地・水・環境保全向上対策の「営農活動への支援」に係る交付金を受けるため、組織でエコファーマーの認定を受けている。

大豆も一元出荷であり、豆腐加工業者との契約取引を行っている。平成 19 年度からは、一部採種用大豆にも取り組んでいる。

里いもは、資材は F C 営農組合で一括購入しているが、販売は個別精算である。飯米については、構成員が F C 営農組合から購入する。

機械作業料金は、K市の農業委員会が決められている標準作業料金の90%程度に設定している。作業時間の管理は、作業日誌で行っており、オペレーターや機械を所有している構成員の作業時間を圃場毎・作業員毎に把握し、作業料金を支払っている。畦畔の草刈りや水管理作業では、6,000円/10aを構成員に支払っている。優良な圃場管理を実践した構成員への報奨も設けている。

構成員へは、農産物精算金、管理作業費、収益分配金が配分されている。構成員は、このお金の中から、土地改良費を支払っている。品目横断の拠出金、共済掛金等は組合が一括して支払っている。

会計担当は、構成員が行っている。経理役員報酬はほとんど無く、ボランティア状態である。組合名で購入する資材は、水稻・大豆・里いもの栽培に係る資材全てである。作業料金の支払は年2回であり、3～6月の作業賃金は7月に精算し、7～11月の作業料金は12月に精算している。

⑤ 今後の展開方向

FC営農組合長は、「法人化については、経営規模として最低でも50haは必要」と考えている。平成19年に経営規模がほぼ倍増したことに戸惑いもあるようだが、FC営農組合長は法人化を考えており、

表2 今後の組織運営について

	39才以下	40～49才	50～59才	60～69才	70才以上	計	専業農家	農業が主	農業が従	非農家
現状維持	0	2	5	2	2	11	0	1	4	5
法人化	0	2	5	2	2	11	2	1	7	1

り、農事組合法人よりは株式会社での法人化を考えている。

FC営農組合設立当初からの構成員を対象にアンケートを実施したところ、“現状のまま任意組合で”と“営農組合を法人化”の意見が同数で分かれている(表2)。経営主が非農家であっても、農地をFC営農組合に任せ、作業をほとんどしなくても、ある程度の利益が得られていることが、現状維持の意向の多さに反映されたものと思われる。

主たる従事者の所得目標は、K市の認定農業者の所得目標額に準じ4,400千円としている。FC営農組合では、里いもにも取り組んでいるが、農家個々に栽培方法が異なり、技術の平準化が難しいことから、営農組合での園芸への取り組みは考えていない。FC営農組合の役員の中には、米や大豆での加工を考えている者もいるが、収益性を上げるために、何に取り組むかは今後検討していく。

⑥ まとめ

FC営農組合の役員は、農地の利用権設定や剰余金の内部留保の観点から、法人化を考えているが、現状の任意組合を志向する構成員も多い。20代のオペレーターから話を聞いたところ、法人化へは難色を示していた。現在彼が作業を任されているのは、所有圃場+割当圃場で、休日に所有圃場の作業を実施していることから、休みを確保したいという意識が強い。

20代のオペレーターは、「作業料金等での収入で生活費が足りなければ、その分は自助努

力で確保するように言われた方が楽だ」と語る。

法人化するには、構成員と役員等リーダー達が共通した理念による意識統一を図るとともに、平成19年度の営農組合の運営状況がカギとなる。

(昆野善孝)

注

- 1) 「2005年農林業センサス」データより把握した。
- 2) 「2005年農林業センサス」データより把握した。
- 3) F C営農組合長は、「家の周りの圃場は、ブロックローテーションに関係する圃場ではないため、営農組合へ加入しなくても影響はない」と語る。
- 4) 集落外から構成員となった認定農業者は、オペレーターとして作業している。この認定農業者のK b集落は園芸を主とした地域であり、この認定農業者は、「K b集落からは、米で儲かるわけがない、とかなり非難された」と語る。
- 5) O営農組合から脱退したオペレーターは、「O営農組合では、作業料金の支払いが翌年の春にずれ込むなど組織運営の不安定が、O営農組合から脱退した一番の要因である」と語る。
- 6) K集落のリーダーは、「F C営農組合の構成員が、K集落内にたまたま農地を持っていたから、F C営農組合に参加した。他の組織の構成員であったなら、F C営農組合ではなく別の組織に参加していた」と語る。
- 7) F C営農組合長は、「オペレーター1名あたりの作業面積を20～25haと想定しており、農地集積目標100haに対し、4～5名のオペレーターで十分である」と考えている。F C営農組合長は、「主たる従事者の所得（生活費）4,400千円を確保するため、構成員への収益分配金を10,000円/10a減額する」ことも考えている。
- 8) オペレーターの賃金は、平成18年度のF C営農組合の総会資料より把握したものである。

